

公立丹南病院組合職員の休日および休暇に関する条例

〔平成11年6月21日〕
条例第12号

改正 平成17年1月12日 条例第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項に基づく職員の休日および休暇に関しては、事務所所在の市町の職員の休日および休暇に関する条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。